

神埼市防災行政無線設備更新工事

公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

佐賀県神埼市

1. 目的

神崎市は、災害発生時における地域住民への迅速かつ確かな情報伝達体制を確立するため、デジタル同報系防災行政無線の運用を行っているが、整備後11年を経過し、機器類の耐用年数10年を超え、老朽化等の課題がある。

このため、神崎市の地域環境や情報通信技術の進展、防災対策の動向等の社会情勢を十分配慮しながら、神崎市に最適なデジタル同報系の神崎市防災行政無線設備工事（以下「本工事」という。）を行う。

神崎市が要求する水準に加え、各社が独自に開発した先端技術やノウハウの支援をうけることにより、当該設備の充実や課題解決等を目指し、かつ将来的にも拡張性・汎用性の高いシステムを構築すること、また、併せて効率的な情報収集及び情報配信のための防災情報システム等を整備し、機能増強することを目的とする。

2. 公募型プロポーザル方式の採用理由

本工事の実施にあたっては、既存設備の更新だけでなく、防災情報の配信、収集、集約や、災害対応の支援に関するシステム等の構築も含まれており、これらを効率的かつ効果的に運用するにあたり、利便性、操作性、維持管理等が重要となってくる。これらは、各業者ごとに開発された先端技術やノウハウがあることから、各業者からの提案を受け比較検討し、本市に合致した提案者を選定することができる公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）を採用する。

3. 基本情報

- ① 対象地域：神崎市全域 125.13km²
- ② 対象人口：30,332人
- ③ 世帯数：12,421世帯
- ④ 設備規模

設備名	整備規模
親局設備	1式 (神崎市役所本庁)
中継局設備	1式 (三継山中継局)
遠隔制御装置	3式 (神崎消防署、千代田支所、脊振支所)
屋外拡声子局	130局 (移設局1局、アンサーバック2局)
戸別受信機	350台 (文字表示機能付き50台)

4. 工事概要

- ① 工事名：神崎市防災行政無線設備更新工事
- ② 工期：契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
- ③ 要求水準：別添「神崎市防災行政無線設備更新工事要求水準書」による
（注）最終的な仕様については、本プロポーザルの提案内容等により決定する。

5. 見積提案上限額

944,229,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 適用法令

- ① 電波法及び関係施行令 規則、告示
- ② 有線電気通信法及び関係施行令 規則、告示
- ③ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ④ 公共建築工事標準仕様書（電気工事編）
- ⑤ 電気通信設備工事共通仕様書
- ⑥ （一社）電波産業会市町村同報通信システム標準規格（ARIB-STD T115最新版）
- ⑦ 建築基準法
- ⑧ 道路法、道路交通法
- ⑨ 日本産業規格(JIS)
- ⑩ 日本電気工業会標準規格(JEM)
- ⑪ 日本技術標準規格(JES)
- ⑫ 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- ⑬ 日本電子機械工業会規格(EIAJ)
- ⑭ 総務省総合通信局の防災行政無線局免許方針
- ⑮ 神崎市条例、規則等
- ⑯ その他関係法令

7. 参加資格

参加を希望する者は、公告日現在において、次に掲げる①～⑬の参加資格要件全てを満たす単独企業又は2者で構成する共同企業体とする。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が参加資格要件を満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づき九州管内に事業所（支店・営業所を含む）を構え、電気通信工事業の許可を受けた法人格を有する団体であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 国税及び地方税の滞納がないこと。

- ④ 令和元年度（過去5年以内）以降において、国内におけるデジタル防災行政無線の3億円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以上の契約実績があること。ただし、共同企業体を結成して行った契約実績は、当該共同企業体の出資比率を乗じた額を実績とする。
- ⑤ 最新の経営事項審査の電気通信工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- ⑥ 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の規定による点検登録検査等事業者に登録されている者であること。
- ⑦ 情報セキュリティマネジメントシステム（JISQ27001（ISO/IEC27001））認証を取得していること。
- ⑧ 市町村デジタル同報通信システム（ARIB STD-115）の機器製造を行い、その施工が行える者（以下「機器製造メーカー」という。）、若しくは機器製造メーカーから上記システムを仕入れて、施工が行える者であること。ただし、参加する機器製造メーカーは仕入先に関わらず重複してはならない。
- ⑨ 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者（電気通信工事）を本工事の現場に専任で配置できる者で、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、60MHz帯デジタル防災行政無線の施工実績を有する者かつ公告日以前において直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、共同企業体を結成し参加する場合は、代表構成員が要件を満たすこと。
- ⑩ 60MHz帯デジタル同報系に関する公募型プロポーザル方式による契約実績があること。
- ⑪ 共同企業体を結成し参加する場合は、構成員の出資比率が30%以上であること。

8. 参加資格の審査

参加を希望する者は、参加資格の審査を受け認定されなければならない。参加資格の審査結果は文書で通知する。この通知において、有資格者として認められる者のみが提案書を提出できるものとする。

9. 参加資格の喪失（欠格事項）

次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- ① 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- ② 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しないと判明した場合
- ③ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ④ 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑤ 選定の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた場合
- ⑥ この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員又は事務局等の関係者に本プロポーザルに対する不正な働きかけを直接又は間接的に求めた場合

10. 要求水準書等の配布

- ① 配布期間：令和6年4月3日（水）～令和6年5月16日（木）
- ② 配布書類：
 - ・「神崎市防災行政無線設備更新工事要求水準書」
 - ・ 工事設計書
 - ・ 設計図
- ② 配布方法：神崎市ホームページ <https://www.city.kanzaki.saga.jp> よりダウンロード

11. 実施スケジュール

番号	項目	期日
1	要求水準書等の配布期間	令和6年4月3日（水）～5月16日（木）
2	質問受付期間	令和6年4月3日（水）～5月7日（火）
3	参加表明書提出期間	令和6年4月3日（水）～4月23日（火）
4	参加資格審査結果通知日	令和6年4月26日（金）
5	質問回答期間	令和6年4月3日（水）～5月10日（金）
6	提案書等提出期限	令和6年5月17日（金）
7	プレゼンテーション及びヒアリング日	令和6年5月23日（木）～24日（金） [予定]
8	審査結果通知日	令和6年5月29日（水） [予定]
9	仮契約日	令和6年6月5日（水） [予定]

12. 質問書の提出及び回答

① 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式第7号）により提出すること。

- ・ 提出期限：令和6年5月7日（火）17時まで（必着）
- ・ 提出方法：事務局メールアドレス宛て電子メールに添付して提出すること。

② 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和6年5月10日（金）までに質問ごとに神崎市ホームページにて公表する。なお、質問に対する回答は、要求水準書等の追加又は修正とみなす。

13. 参加表明について

① 提出書類

- ・ 本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件確認のため、下記書類（ア～シ）を期限までに提出すること。

	提出書類	備考
ア	参加表明書	様式第1号
イ	国税及び地方税の納税証明書 (法人税、消費税及び地方消費税の証明)	
ウ	使用印鑑届、印鑑証明書 (写し可、証明内容が申請時の現状を証明するもの)	
エ	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (写し可、本店の所在地を管轄する法務局で発行されるもの)	
オ	誓約書	様式第2号
カ	実績調書	様式第3号
キ	建設業許可証の写し	
ク	最新の経営事項審査結果の写し	
ケ	点検登録検査等事業者登録証の写し	
コ	情報セキュリティマネジメントシステム登録証の写し	
サ	配置予定技術者調書	様式第4号
シ	共同企業体協定書 ※共同企業体の場合にのみ提出を要する。	様式第8号

※神埼市に入札参加資格審査申請書を提出している事業者については、国税及び地方税の納税証明書、印鑑証明書、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、誓約書の提出を省略できる。

② 提出書類作成上の留意点

ア. 実績調書 (様式第3号)

- ・項目7.参加資格の④に該当する実績について、1件以上最大5件提出すること(⑩の実績と重複可)。なお、公募型プロポーザル方式による実績があれば最も優先して提出すること。
- ・項目7.参加資格の⑩に該当する実績について、1件以上提出すること。
- ・記載した全ての実績は、それを証明する資料としてCORINSの写しを提出すること。

イ. 配置予定技術者調書 (様式第4号)

- ・項目7.参加資格の⑨に該当する実績について、1件以上最大3件提出すること。なお、QPSKナロー(ARIB-STD T115)方式による実績があれば最も優先し、なければ契約金額の大きいものから優先して提出すること。
- ・記載した全ての実績は、それを証明する資料としてCORINSの写しを提出すること。
- ・建設業法第26条に規定されている電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。
- ・その他、本工事に関する資格を保有する場合は、同調書に記載し、それぞれ提出すること。また、証明する書類として資格者証の写しを提出すること。

③ 提出方法

事務局まで郵送又は持参すること。

(郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。)

④ 提出期限

令和6年4月23日(火)まで(必着)

受付時間：9時から17時まで

(土曜、日曜及び祝日を除く。)

14. 提案書等について

① 提出書類

	提出書類	備考
ア	提案書	
イ	見積書(工事費見積書、保守・維持・運用費見積書)	
ウ	機器製造メーカーの納入誓約書	様式第5号

② 提案書作成上の留意点

ア. 提案書は、別紙の「神崎市防災行政無線設備更新工事プロポーザル評価項目表」の評価事項に沿って作成し、提案すること。なお、機器の詳細は「神崎市防災行政無線設備更新工事要求水準書」による。

イ. 資料はA4版横にて作成し、A4版ファイルに綴じて提出すること。図面などはA3版でも可とする(ただし、A4版に織り込むこととし、A4版2頁分とする)。なお、A4版ファイルには「神崎市防災行政無線設備更新工事提案書」及び業者名を記載すること。

ウ. 提案書はA4版横30頁以内(表紙、目次、見積書及び機器製造メーカーの納入誓約書(様式第5号)は頁数に含まない)にて作成すること。

エ. 提案書の部数は、提案書(正)1部、提案書(副)10部提出すること。

オ. 「神崎市防災行政無線設備更新工事要求水準書」は、受注者に要求する性能水準を示したものであることから、要求性能以上の提案についてはさしつかえない。

③ 工事費見積書の作成

ア. 工事費見積書は、見積提案上限額の範囲で作成すること。要求水準書にない追加機能や提案工事等については、関連費も含めて算出すること。また、工事費見積書の様式は自由とするが、極力詳細に品目を洗い出し、その数量・単価も示すこと。

④ 保守・維持・運用費見積書の作成

- ア. 運用開始後10年間に必要となる全て（定期交換部品、電波利用料、通信回線使用料、無線局免許関連、機器更新等）の経費について、項目ごとに分類して計上し、1年毎の保守・維持・運用費用及び10年間の保守・維持・運用費用を記載し提出すること。
- イ. 端末装置等の保守期限があるものについては、適宜機器更新を行うものとして算出すること。

⑤ 機器製造メーカーの納入誓約書（様式第5号）の作成

- ア. 機器製造メーカーから仕入れて、施工を行う場合は、納入する機器について機器製造メーカーの納入誓約書（様式第5号）を提出すること。

⑥ 提出方法

事務局まで郵送又は持参すること。

（郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。）

⑦ 提出期限

令和6年5月17日（金）まで（必着）

受付時間：9時から17時まで

（土曜、日曜及び祝日を除く。）

15. 参加辞退について

辞退の場合は、参加辞退届（様式第6号）を令和6年5月16日（木）17時までに事務局まで、郵送又は持参すること。（郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。）
なお、参加を辞退した場合でも本市が実施する他の案件での入札には一切影響しない。

16. 本プロポーザル実施の条件

本プロポーザル提案者が1者のみの場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

17. 選定方法

選定方法については、「神崎市防災行政無線設備更新工事業者評価部会（以下「評価部会」という。）」において、プレゼンテーション及びヒアリングの評価を行い、評価部会の評価点平均が120点以上の者の中から、評価結果に基づき「神崎市防災行政無線設備更新工事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において最優秀提案者と次点者を選定する。また、提出者が1者のみの場合であっても、評価部会ならびに選定委員会において選定の可否を決定する。

① プレゼンテーション及びヒアリング

ア. 開催日 令和6年5月23日（木）～24日（金）[予定]

イ. 開催場所 神崎市役所本庁会議室

- ウ. プレゼンテーション及びヒアリング所要時間
提案の内容を具体的に説明することを主とし、1者あたり90分（準備10分、説明・デモ60分、質疑20分）程度とする。
 - エ. プレゼンテーション及びヒアリングの実施順並びに時間割
実施順及び時間割については事務局で抽選し、令和6年5月17日（金）18時頃に参加表明書記載のメールアドレス宛てに電子メールにて通知する。
 - オ. プレゼンテーション参加人数
参加人員数は、配置予定技術者を含む1者5名以内（機器製造メーカを含む）とする。
 - カ. 機器類の準備
プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。また、パソコン等は参加者で準備すること。
- ② 評価項目
（別紙）「神崎市防災行政無線設備更新工事プロポーザル評価項目表」による。
- ③ 選定結果
選定結果については、令和6年5月29日（木）〔予定〕に結果の如何にかかわらず、全参加者に文書にて通知するとともに最優秀提案者を神崎市ホームページで公表する。
- ④ 注意事項
- ア. パソコン等の設置はヒアリング開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は説明時間に含める。
 - イ. 事前に提出した提案書の内容と著しく異なる説明の場合は失格とし、評価対象としない。
 - ウ. 指定した時刻に遅れた場合は、失格となる場合がある。

18. 契約に関する事項

- ① 契約に関する事項
- ア. 選定された最優秀提案者と契約の締結交渉を行うものとする。
 - イ. 前項の結果、契約の締結に至らなかった場合、又は最優秀提案者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められた場合は、本選定結果は無効とする。ただし、その場合は次点者と交渉を行うものとする。
- ② 契約書
神崎市財務規則（平成18年神崎市規則第42号）に基づき作成する。
- ③ 本工事の契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び神崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年神崎市条例第184号）の規定により、議会の議決を要するために、決定後は仮契約を締結し、議会の議決によって本契約となる。

19. 留意事項

- ① 本提案に要する一切の費用については、参加者負担とする。
- ② 参加者は業務遂行上、知り得た情報は他人に漏らしてはならない。
- ③ 提案書等提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。
- ④ 提案の審査過程内容については一切公開しない。
- ⑤ 本プロポーザルの結果に対する異議申立てはできないものとする。
- ⑥ 本プロポーザルの提案者のうち最優秀提案者以外の者は、書面により選定されなかった理由について、通知の日の翌日から5日（休日を含まない。）以内に説明を求めることができる。
- ⑦ 本プロポーザルにおいて、市の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者の選定を行わないものとする。また、提案者が1者の場合については、市の要求水準を満たす提案であり、評価部会の評価点平均が120点以上であれば、選定委員会において選定の可否を決定する。
- ⑧ 本実施要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び神埼市の関係条例規則等の定めるところによるものとする。

20. 事務局

〒842-8601

佐賀県神埼市神埼町鶴3542番地1

神埼市役所 総務企画部 防災危機管理課

TEL: 0952-37-0104

Mail: bousai@city.kanzaki.lg.jp

(別紙) 神崎市防災行政無線設備更新工事プロポーザル評価項目表

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
1. 企業の施工能力	1-1. 会社概要	サービス拠点	10 点
	1-2. 施工実績	5年以内の施工実績	
	1-3. 配置予定技術者の実績	配置予定者の同種工事の実績	
	1-4. 個人情報保護体制	個人情報を保護する体制	
2. 技術提案	2-1. 防災無線システム	操作性	110 点
		防災情報自動配信装置 (省力化・汎用性)	
		屋外拡声子局放送機能 (機能性・リスク対策)	
		迅速かつ円滑な運営を行うための 災对本部等の大型ディスプレイ装置	
	2-2. 防災情報集約システム	円滑な災对本部の運営 迅速な災害対応 確実な情報収集 業務の省力化	
	2-3. 佐賀広域消防局との連携	佐賀広域消防局からの火災（鎮火）メールとの連携 (確実性の向上、省力化)	
	2-4. 避難者情報管理装置	利便性の高い受付システム	
2-5. 避難所設置鍵ボックス	災害時に機能する避難所に設置する鍵ボックスの制御		
2-6. 追加提案	要求水準以外での当市に有効な提案		
3. 施工	3-1. 施工体制	人員配置や地域貢献度（市内業者の活用等）	25 点
	3-2. 併用時の運用性	更新期間中における操作卓の操作性について	
	3-3. 施工計画	品質向上や効率化・スケジュールの妥当性・システム切替方法など	
4. 保守	4-1. 保守体制（サポート体制）	円滑な運用を実現するための保守体制	15 点
	4-2. 保守サービス	平常時、緊急時、災害時の対応	
5. 価格	5-1. 工事費	更新工事に係る工事費総額	40 点
	5-2. 保守・維持・運用費	10年間の保守・維持・運用費の総額	
		明確な1年毎の保守・維持・運用費	
合計			200 点